



幸水発第118号
令和6年6月20日

幸手市水道事業審議会会長 様

幸手市水道事業

幸手市長 木村 純 夫



幸手市水道ビジョン等の改定について（諮問）

このことについて、幸手市水道事業審議会条例（令和6年条例第18号）第2条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 幸手市水道ビジョンの改定について
- (2) 幸手市水道事業経営戦略の改定について
- (3) 幸手市水道料金の改定について

2 諮問趣旨

本市水道事業では、平成28年度に「幸手市水道ビジョン」の改定を行い、平成29年度に「幸手市水道事業経営戦略」を策定し、安定した事業経営に取り組んでいるところですが、近年は人口減少及び節水機器の普及等に伴う水道料金収入の減少や、老朽化した水道施設の更新費用等の増額が懸念されるなど、事業を取り巻く環境は大きな変化局面を迎えています。

また、今後懸念される大規模地震等の発生を踏まえ、災害時の対応能力や経営基盤を強化し、将来にわたって安定した水道事業の経営を推進していくことが求められています。

なお、埼玉県では、県営水道の現行料金の算定期間が令和6年度で終了し、令和7年度は据置きとするものの、令和8年度から1㎡あたりの料金単価を61.78円から76.23円（変動要素有）に改定する予定がされています。

これらの社会事情の変化に対応するとともに、今後一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要であります。

このため、幸手市水道ビジョン、幸手市水道事業経営戦略及び幸手市水道料金の改定について、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものであります。

以 上